

令和8年度南部町会計年度任用職員募集要項

○ 会計年度任用職員

- ① フルタイム会計年度任用職員
常勤職員と同様の勤務時間 週 38 時間 45 分
- ② パートタイム会計年度任用職員
上記①以外

○ 勤務条件

- ① 任用期間は令和8年4月1日から令和8年10月31日まで1会計年度内です。
ただし、全て条件付採用とし、1か月間（フルタイム会計年度任用職員の場合）が良好な勤務成績であった場合に、正式採用となります。
- ② 給料手当等は職種により、月額・日額・時間額の支給となり、時間外勤務手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当等が支給される場合があります。
- ③ 勤務時間に応じて健康保険（共済組合短期組合員）・厚生年金保険・雇用保険の適用となります。このほか、フルタイム会計年度任用職員であって、任用期間が引き続き6月を超えた場合は、退職手当の支給対象となります。
- ④ 災害補償は、労働者災害補償または非常勤職員公務災害補償の適用となります。
また、フルタイム会計年度任用職員であって、再度の任用により、任用期間が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償基金により補償されます。
- ⑤ 休暇等は、年次休暇、忌引、産前産後などの特別休暇があります。
- ⑥ 服務については、地方公務員法の守秘義務・信用失墜行為の禁止・職務専念義務・営利企業への従事等の制限（フルタイム会計年度任用職員のみ）などの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ⑦ 全ての会計年度任用職員は、人事評価の対象となります。任用期間ごとに客観的な能力の実証を行った上で任用することになるため、再度の任用にあたっては、人事評価結果を任用の判断要素として活用します。
- ⑧ 身体障害者手帳及び愛護手帳（療育手帳）並びに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方でも受験できます。
- ⑨ ひとつの職種の中に複数の施設がある場合には、最終的な勤務地は町が決定します。

○ 受験資格

次に掲げる項目のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 南部町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- ④ 町税等を滞納している人

○ 受験に必要な書類

受験に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 採用試験申込書
- (2) 履歴書
- (3) 応募条件に資格等が記されている職種については、免許証等の写し。

○ 申込方法・面接試験

- 受付期間 令和8年2月2日（月）から同年2月27日（金）まで（土日祝日を除く）
受付時間 午前8時15分～午後5時まで
応募用紙 南部町役場2F 社会教育課・福地公民館・南部公民館に設置しているほか町ホームページからもダウンロードすることができます。
申込方法 採用試験申込書・履歴書を社会教育課に提出してください。
郵送する場合は、封筒の表面に「会計年度任用職員採用試験申込書在中」と朱書きし、南部町役場社会教育課宛（〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場 28-1）に送付してください。
面接期日 令和8年3月16日（月）
面接場所 南部町役場（3F）大会議室
※面接時間は応募者に後日連絡します。

○ 問い合わせ先

南部町役場 南部町教育委員会社会教育課史跡対策室
〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場 28 番地 1
電話 0178-38-5969

○ 募集する職種・内容

発掘整理等作業員 13人【パートタイム】

- 【任用期間】 令和8年4月1日から令和8年10月31日まで
【勤務場所】 旧南部幼稚園（大字相内字上ノ平45）
南部支所（大字沖田面字沖中46）ほか
【勤務内容】 出土遺物実測、トレース作業、図版作成作業、
発掘調査にかかる土砂運搬等
【勤務日】 週5日程度、月20日以内の勤務、土日・祝日は休業日
【勤務時間】 午前8時15分～午後5時まで 1日7時間45分
【給料等】 日額 9,323円
【手当等】 通勤手当（距離による）・期末手当・勤勉手当
【休暇】 年次休暇及び特別休暇
【加入保険等】 共済組合（健康保険）・厚生年金・雇用保険・労災保険
【備考】 受験書類に、運転免許証等の写しを添付してください。